

小樽市公共交通事業者等支援事業（第5弾）実施要綱

制定 令和5年7月3日

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に甚大な影響を受けた交通事業者が、この度の燃料費高騰により更なる経営困難に直面していることから、事業の継続に向けた支援を行うために実施する小樽市公共交通事業者等支援事業（第5弾）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援金の支給対象）

第2条 小樽市公共交通事業者等支援事業（第5弾）として実施する小樽市公共交通事業者等支援金（第5弾）（以下「支援金」という。）の支給の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する交通事業者とする。

- 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、次のアからウまでに掲げるいずれかの事業（以下単に「事業」という。）を営む、小樽市内に本社（個人事業主においては、住所）又は法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下単に「営業所」という。）を置く法人又は個人事業主。ただし、福祉輸送事業限定の事業者においては、訪問介護に付帯する移送サービスを行う事業者又は居宅介護若しくは重度訪問介護に付帯する移送サービスを行う事業者を除く。
 - 一般乗合旅客自動車運送事業
 - 一般貸切旅客自動車運送事業
 - 一般乗用旅客自動車運送事業
- 令和5年7月1日（以下「基準日」という。）時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある者

（支援金の額等）

第3条 支援金の額は、1支援対象者当たり、次の各号に定める基本額と加算額の合計額とする。

- 基本額 次の表の左欄に掲げる支援対象者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額。ただし、市内で複数の事業を営む支援対象者又は複数の営業所等を置く支援対象者については、当該区分のうち、最も高額となる基本額のみ適用する。

支援対象者の区分	基本額
法人（基準日現在、市内にある本社又は営業所に配置する法第5条第1項第3号の事業用自動車の数（以下「車両数」という。）が2台以上）	20万円
法人（車両数が1台のみ）	10万円
個人	10万円

- 加算額 次の表の左欄に掲げる車両の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に車両数を乗じた額とする。ただし、車両数が2台以上の法人のみ対象とする。

車両の区分	加算額（1台当たり）
バス	5万円
タクシー	1万円

- 2 支援金の支給は、1支援対象者につき1回限りとする。
- 3 支援金は、予算の範囲内で支給する。ただし、1支援対象者につき上限額を1,000万円とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小樽市公共交通事業者等支援金(第5弾)支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 通帳の写し(口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、令和5年7月10日から同年7月24日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(支給の決定及び支援金の支払)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、速やかにその内容の審査を行い、支援金の支給の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給を決定し、及びその支給額を確定したときは、小樽市公共交通事業者等支援金(第5弾)支給決定兼支給額確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するとともに、速やかに当該申請者に支援金を支払うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により支援金の支給をしないことを決定したときは、小樽市公共交通事業者等支援金(第5弾)不支給決定通知書(様式第3号)により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知する。

(暴力団等の排除)

第6条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年小樽市条例第19号)第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者又は支援金の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が、同条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2号に規定する暴力団員又は同条例第5条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

- 2 市長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該申請者に支援金を支給しない旨の決定をするものとする。
- 3 市長は、支給決定者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該支給決定者への支援金の支給の決定を取り消し、又は既に支給されている支援金の返還を命ずるものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

- 2 市長は、支給決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該支給決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により支援金の支給決定を取り消した場合は、書面により、当該支給決定者に通知するものとする。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定により取消しを行った場合において、既に支給した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、当該支給決定者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。